

令和 7 年 2 月 2 0 日

事業者の皆様

京 都 市 上 下 水 道 局
総 務 部 契 約 会 計 課

公共工事設計労務単価の改定及び「特例措置」等の実施について

当局では、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が、国土交通省において決定されたことを受けて、公共工事設計労務単価を改定し、原則として令和 7 年 4 月 1 日までに新労務単価で積算した入札へと移行するとともに、改定前の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）で積算した工事等について、以下のとおり、「特例措置」及び「インフレスライド条項の適用」を行うこととしましたので、お知らせします。

1 「特例措置」の実施

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事等のうち、旧労務単価で積算したものについて、請負者の請求に基づき、新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算による請負代金額に変更する「特例措置」を実施します。

(1) 対象となる工事等

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事及び工事に類する委託業務のうち、旧労務単価で予定価格を積算しているもの。ただし、協議の請求日時点で工期内のものに限りします。

(2) 協議の請求

協議の請求は、書面（様式 1）により行うこととし、令和 7 年 3 月 1 日から協議の請求の受付を開始します。

請求期限は、対象案件の契約締結の日から 3 0 日以内とします。

なお、工期終了後の協議の請求は受け付けられませんので、御注意ください。

(3) 協議の請求先

対象案件の担当課

(4) 請負代金額の変更

新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算に基づく請負代金額に変更します。詳細は＜別 紙＞を参照してください。

(5) 適用している労務単価の判断方法

入札公告の日によって、次の単価を適用しています。

入札公告の日	適用単価
令和 7 年 3 月 3 1 日以前	旧労務単価
令和 7 年 4 月 1 日以降	新労務単価

これと異なる単価を適用している入札案件については、設計図書及び入札公告にその旨を明記します。

2 「インフレスライド条項の適用」

令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、基準日から残工期が2箇月以上あるものについて、請負者の請求に基づき、賃金等の急激な変動に対処するための「インフレスライド条項」（工事請負契約約款第28条第7項）（令和2年3月31日以前に締結した契約においては、同約款第25条第6項）を適用し、新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算によって、一定額の増額変更を実施します。

(1) 対象となる工事

令和7年2月28日以前に契約を締結した工事。ただし、2(2)ウに定める残工期が、2(2)イに定める基準日から2箇月以上あるものに限りします。

(2) 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等は、以下のとおりとします。

ア 請求日：スライド変更の可能性があるため、請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とします。

イ 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と請負者とは協議して定める日とし、請求日とすることを基本とします。

ウ 残工期：基準日以降の工事期間とします。

(3) スライド協議の請求

請負者からのスライド協議の請求は、書面（様式2）により行うこととし、令和7年3月1日から協議の請求の受付を開始します。請求期限は、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

(4) スライド協議の請求先

対象案件の担当課

(5) 請負代金額の変更

新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算に基づき、一定額の増額変更を実施します。詳細は＜別 紙＞を参照してください。

(6) その他

残工期が基準日から2か月以上ある工事で、工期内の予期できない特別の事情による急激なインフレーション等の発生を理由とする請負代金の変動については、随時、工事担当課にご相談ください。

3 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業者団体の長宛てに、令和7年2月17日付けで通知（国不入企第50号）されていますので御留意ください。

「特例措置」及び「インフレスライド条項」による請負代金額の変更について

① 「特例措置」による請負代金額の変更

変更後の請負代金額は、次の式により算定します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

② 「インフレスライド条項」による請負代金額の変更

(1) 請負代金額の変更

ア 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。（スライド額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率改正による増額分は考慮しません。）

イ 増額スライド額については、次の式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)] \times (\text{消費税及び地方消費税の税率})$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負工事価格から基準日における出来形部分に相応する請負工事価格を控除した額（税抜き）

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（税抜き）

ウ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については、考慮するものではありません。

(2) 残工事量の算定

基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとします。

令和7年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

新公共工事設計労務単価の運用に係る「特例措置」に基づく請負代金額の変更に
ついて（請求）

下記工事について、請負代金額の変更に係る協議を請求します。

請負代金額の変更に当たっては、当該契約に従事する労働者に対し、社会保険料相当額の適切な支払を行うとともに、下請契約についても、社会保険料相当額を適切に含んだ額による契約を締結します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 請負代金額 金 円

4 契 約 日 令和 年 月 日

5 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和7年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

「インフレスライド条項」の適用に基づく請負代金額の変更について（請求）

下記工事について、賃金等の変動により、工事請負契約約款の規定に基づき、請負代金額の変更に係る協議を請求します。

請負代金額の変更に当たっては、当該契約に従事する労働者に対し、社会保険料相当額の適切な支払を行うとともに、下請契約についても、社会保険料相当額を適切に含んだ額による契約を締結します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金額 金 円

4 契 約 日 令和 年 月 日

5 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

6 希望基準日 令和 年 月 日

国不入企第50号
令和7年2月17日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

これまで国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要4団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところです。

今般、国土交通省が令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映して設定されています。令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、新労務単価は全国全職種平均で6.0%（単純平均の伸び率）上昇し24,852円となり、過去11年で最大の引上げとなったところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃

金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることによりこれまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、別添 1 を各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払いについて

公共工事品質確保法においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり契約された公共工事等を適正に実施すること（第 8 条第 1 項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（同条第 2 項）等が位置づけられている。

前述のとおり、技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、公共工事設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、建設業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。さらに、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 49 号）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 25 条の 27 第 2 項において、建設業者に対し、労働者の能力についての公正な評価に基づく適正賃金支払等、労働者の適切な処遇確保措置を実施する努力義務が課せられたことも踏まえ、各建設業者は必要な対応を講ずることとする。

以上のことを踏まえて、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うこ

とを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること。なお、令和 5 年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向であり賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっている。このため、元請業者・下請業者においては下請契約・再下請契約の締結に際してこうした状況を考慮し、さらに、下請業者においては自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

地方公共団体に対しては、各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更するよう、また、既契約工事について、工期の始期が到来しているものはもとより、工期の始期が到来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第 26 条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応するよう通知したところである。（別添 1 の記 2.）

また、国土交通省直轄工事では、新労務単価の決定を受け、

- ① 令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する
- ② 令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）の記 1.（1）及び 2. から 8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等とし（別添 2）、地方公共団体に対しても、これも参考として適正な請負代金額での契約締結に努めるよう通知したところである（別添 1 の記 2.）。

新労務単価の適用により請負代金額が変更された場合は、1. の趣旨にのっとり、元請業者・下請業者間や下請業者・再下請業者間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者の賃金水準の引上げ等について、適切に対応すること。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

公共工事品質確保法第8条第2項においては、受注者等の責務として、下請契約を締結するときは法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金によることが規定されている。さらに、第7条第1項第1号において、発注者の責務として、法定福利費や公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料等を的確に予定価格へ反映することが規定されている。

公共工事設計労務単価には技能労働者が社会保険へ加入するために必要な保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、法定福利費及び法定外の労災保険の保険料について適切に予定価格に反映されるよう措置されており、法定外の労災保険の付保を受注要件としている。また、地方公共団体に対しても、国土交通省直轄工事における取組にも留意し適切な措置を行うよう通知したほか（別添1の記3.）、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行第419号、国不入企第33号）にて、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を受注者から提出させ、予定価格に適切に反映した法定福利費相当額が請負契約においても適正に計上されていることを確認するよう要請している。

これらの取組等も踏まえ、元請業者においては、建設工事標準請負契約約款に基づき発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示すること等により標準約款の実施について適切に対応するとともに、受注時における適正な労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めること。

また、実態調査において高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。その上で、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対し標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適

切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

労務費及び法定福利費の確保については、「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和 3 年 12 月 1 日付け国不建キ第 15 号）にて、労務費及び法定福利費を内訳明示した見積書の提出を要請するとともに、建設キャリアアップシステムの普及に伴い地位や技能を適切に処遇に反映することを推奨しているため、改めて内容を確認し適切に対応すること。

なお、社会保険への加入の徹底については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定、令和 6 年 12 月 13 日最終変更）において「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、公共工事発注機関にこれらの措置を講ずるよう要請していることを踏まえて、適切な社会保険への加入を徹底すること。

4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、若年労働者の賃金引上げや社会保険への加入徹底等により処遇改善を一層進めるとともに、建設キャリアアップシステムを活用し技能労働者のキャリアパスと処遇の見通しを示す取組を進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダumping受注の取止めの徹底について

ダumping受注は、下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダumping受注を厳に行わないよう、改めて徹底すること。

また、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自

己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないので、この趣旨も改めて徹底すること。

6. 適正な工期の設定・確保と必要経費の確保について

工事の請負契約の締結に当たっては、「工期に関する基準」（令和２年７月中央建設業審議会作成・勧告、令和６年３月最終改定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮した適正な工期を設定・確保すること。その際、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により適正な請負代金による請負契約を締結すること。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による契約を締結すること。

また、「工期に関する基準」において、週休２日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、十分な工期の確保や交代勤務制の実施等に必要となる経費を請負代金の額に適正に反映した上で、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう適正な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

一方、工程遅延等が生じたにもかかわらず工期延長ができず、後工程の作業の短期間での実施を余儀なくされる場合等には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、短期間施工に伴う人件費の補填など必要となる請負代金の額の変更等の変更契約を適切に行うとともに、その結果を適切に元下間や下下間の契約に反映させること。